

令和8年度あおもり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県産農林水産物の持続可能な物流体制の構築を促進するため、県産農林水産物を扱う荷主事業者が、荷役等における物流事業者の労働力不足の解消や改善を図ることを目的に、物流改善に取り組む事業（以下「あおもり農林水産物の物流効率化推進事業」という。）に要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、当該荷主事業者に対し、あおもり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、事業実施主体、補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の内容を明らかにした書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の着手は、原則として、県からの補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、補助金交付決定の前に着手する必要がある場合は、次の事項に留意の上、その理由を明記した交付決定前着手届（第2号様式）を知事に提出するものとする。

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、申請者が負担すること。
- (2) 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 本届により本事業が必ずしも補助対象となることを認めるものではないこと。
- (4) 本事業の着手から補助金交付決定を受けるまでの期間においては、事業の計画変更は行わないこと。

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助事業について、別表に定める重要な変更をする場合において、事業変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

なお、別表に定める重要な変更該当しない場合であっても、変更の内容を十分に精査し、必要に応じて知事の指導を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに遅延報告書（第4号様式）を知事に提出して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間整備保管しておくこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（第5号様式）その他関係書類を第11に規定する期間、整備保管すること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (7) 事業実施年度から3年間、各年度における補助事業の成果について、事業成果書（第6号様式）を作成し、事業成果報告書（第7号様式）に添付して、当該各年度の翌年の9月30日までに知事に提出すること。
- (8) 規則第19条本文の規定により、知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合においては、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (9) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をするときは、入札を行い、又は2者以上の見積書を徴すること。ただし、緊急の必要があるとき、又はその性質上、これらの方法により難しい場合は、この限りでない。

（申請の取下げの期日）

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払により交付することがある。

（補助金の請求）

第7 補助金の請求は、補助金（概算払）請求書（第8号様式）を提出して行うものとする。

（状況報告）

第8 規則第10条の規定による報告は、令和8年12月31日現在の状況を記載した事業状況報告書（第9号様式）を、令和9年1月15日までに提出して行うものとする。ただし、当該期日前に規則第12条の規定による報告がされた場合は、その提出を要しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の適正な執行を図るため、知事が必要があると認めるときは、補助金の交付を受ける者に対して事業状況報告書（第9号様式）の提

出を求めることができる。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和9年3月15日のいずれか早い期日までに実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 財産管理台帳（第5号様式）の写し（第10に規定する処分の制限を受ける財産を取得した場合のみ）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械及び器具並びにソフトウェアとする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は令和8年4月28日から施行する。

別表（第2、第4関係）

補助対象事業	補助対象経費	事業実施主体	補助率及び補助金の額	採択要件	重要な変更
1 荷役作業の効率化に資する機器・システム等の導入	(1) 荷役機械の導入（フォークリフト、フィルム包装機等） (2) 荷役機器の導入（パレット、カゴ台車等） (3) システムの導入（パレット循環管理システム、トラック予約システム等） (4) 輸送の実証試験に係る運行経費 (5) 専門家への相談に係る経費 (6) その他知事が認める経費	県内に本社、集出荷施設等の主要施設を有する県産農林水産物を取り扱う荷主事業者	<u>1にのみ取り組む場合</u> 補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額。 ただし、補助上限額を2,000千円以内とする。 <u>2のみ又は1及び2の両方に取り組む場合</u> 補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額。 ただし、補助上限額を5,000千円以内とする。	次の全ての要件を満たすこと。 1 荷役等における物流事業者の労働力不足の解消や改善を図ることを目的としていること。 2 トラック積載率の向上に取り組んでいる、又は、取り組む予定であること。 3 荷待ち時間又は荷役時間の削減を図ること。	補助金の額の増額又は補助対象経費の30%を超える減
2 荷待ち・荷役時間の短縮に資する施設等の整備・改修	(1) 物流倉庫等の整備・改修 (2) 冷凍・冷蔵施設の整備・改修 (3) 荷役機械作業スペース、荷待ちトラックの駐車スペース等の整備 (4) その他知事が認める経費				

※次に該当する経費は補助対象外

- (1) 不動産の取得に要する経費
- (2) 補助事業の実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- (3) 交付決定前に支出された経費（ただし、第3第3項の規定に基づき、交付決定前着手届を提出した場合を除く。）
- (4) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
- (5) 補助事業の趣旨以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い機械・車両等の導入に要する経費
- (6) 既存機械・機器・システム・施設等の単純更新に要する費用
- (7) 本事業による補助を受けようとする経費で、国、都道府県、市町村等から重複して助成又は補助を受けているもの（前年度以前に助成等を受けたことがある場合を含む。）
- (8) その他補助事業を実施する上で必要と認められない経費及び補助事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第1号様式（第3関係）

番
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者氏名

令和8年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金交付申請書

令和8年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

第1号様式 別紙

1 事業実施主体の概要

事業者名	
事業者名 (フリガナ)	
代表者職・氏名	
住所	〒
電話番号・ファクシミリ	
Web ページアドレス	
担当者職・氏名	
メールアドレス (担当者)	
業種	
創業・創立日	年 月 日
資本金・出資金	円
従業員数	人

2 申請区分

活用する事業区分の確認欄に○を記入すること。

確認欄	事業区分
	1 荷役作業の効率化に資する機器・システム等の導入
	2 荷待ち・荷役時間の短縮に資する施設等の整備・改修
	上記1と2を併せ行う事業

3 現状と課題 (現状と申請の契機となった課題を記載してください。)

--

4 事業の目的

--

5 事業着手予定年月日 令和 年 月 日

6 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

7 事業実施計画（実績）

(1)取組内容（具体的に記載すること。）

--

(2)事業の実施予定場所

所在地	
名称	

(3)実施スケジュール

時期	実施内容	備考

(4)成果目標等

①トラック積載率の向上に向けた取組について

--

(注) 1 既に積載率の向上を図っている場合は、取り組んだ内容を記載するとともに、向上実績（数値）を記載し、その根拠を示すこと。（根拠は資料の添付でも可）

2 補助事業の実施を契機として積載率の向上を図る場合は、その取組計画を記載するとともに、向上計画（数値）を記載し、その根拠を示すこと。（根拠は資料の添付でも可）

②成果目標

成果目標	現状値 (R7 現在) (a)	目標年度 (R10) (b)	増減 (%) (b) / (a) × 100	備考

(注) 1 成果目標は「荷待ち時間の削減」又は「荷役時間の削減」とすること。(両方でも可)

2 備考欄には、現状値及び目標年度の目標値(実績値)の算出方法を記載すること。(算出方法が分かる資料の添付でも可)

8 補助金算定表

事業内容	(A) 総事業費	(B) 補助対象経費 (税抜)	(C) (B) × 1/2 (千円未満切捨)	(D) 補助上限額	(E) 補助金所要額 (C)又は(D)の いずれか 低い額	自己資金等 (A)-(E)
	円	円				
	円	円				
合計	円	円	円	円	円	円

9 収支予算(決算・変更)

(1)収入の部

区分	金額	資金の調達先
自己資金	円	
借入金	円	
県補助金	円	
その他	円	
総事業費	円	

(2)支出の部

事業内容	事業に要する (した)経費	左記の経費うち 補助対象経費	備考
	円	円	
	円	円	
合計	円	円	

【添付資料】

(交付申請時)

- ・定款、事業実施主体の財務状況が分かるもの（原則として過去3か年分の貸借対照表、損益計算書）
- ・導入を予定する機器・システム等の製品カタログ、工事設計図面等
- ・2社以上の見積書（やむを得ない理由で相見積書が徴取できない場合は、選定理由書を添付）
- ・その他知事が必要と認める書類

(実績報告時)

- ・補助対象経費を支出したことが分かる領収書等の写し
- ・財産管理台帳（第5号様式）の写し（第10に規定する処分の制限を受ける財産を取得した場合のみ）
- ・着工前写真（施設等の整備・改修のみ）
- ・完成写真
- ・その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第3関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者氏名

令和8年度あおもり農林水産物の物流効率化推進事業
交付決定前着手届

（令和 年 月 日付で交付申請しました）令和8年度あおもり農林水産物の物流効率化推進事業について、別記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 補助金の名称 令和8年度あおもり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金
- 2 補助事業の着手及び 着手 令和 年 月 日
完了の予定期日 完了予定 令和 年 月 日
- 3 交付申請額 円
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、申請者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 本届により本事業が必ずしも補助対象となることを認めるものではないこと。
- 4 本事業の着手から補助金交付決定を受けるまでの期間においては、事業の計画変更は行わないこと。

第3号様式（第4関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和8年度あおもり農林水産物の物流効率化推進事業変更（中止・
廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和8
年度あおもり農林水産物の物流効率化推進事業について、下記のとおり変更（中止・廃
止）したいので、令和8年度あおもり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金交付要
綱第4第1号（第2号）の規定により関係書類を添えて申請します。

- (注) 1 添付する関係書類の記載要領は、第1号様式に準ずるものとする。
- 2 変更の場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、
補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業
の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書と
し、変更前を括弧書で上段に記入すること。ただし、当該変更の対象外となる
事業については省略すること。
また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があ
ったもの限り添付すること。
- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、同様式中「事業の目
的」を「中止（廃止）の理由」と書き換え、その時点における事業の内容等を
記入すること。

第4号様式（第4関係）

番
令和 年 月 日 号

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和8年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業遅延報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業の遅延について、令和8年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金交付要綱第4第3号の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対する措置内容
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

第5号様式（第4、第9関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 ○○○○

事業実施年度	令和8年度		令和8年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業									
事業の内容			工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		概要
施設・設備名	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
						県補助金	その他					
合計												

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 概要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

第6号様式（第4関係）

令和8年度あおもり農林水産物の物流効率化推進事業
事業成果書

事業実施主体名：

<事業実績>

区分	成果目標：				備考
	現状値 (R7実績)	目標値 (A)	実績値 (B)	成果達成度(%) $(B)/(A) \times 100$	
事業実施年度 (1年目) (R8年度)					
2年目 (R9年度)					
3年目 (R10年度)					

(注) 各数値の根拠資料を添付すること。

第7号様式（第4関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和8年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業成果報告書

令和8年度に実施した青森県あおり農林水産物の物流効率化推進事業について、令和8年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金交付要綱第4第7号の規定により、令和 年度の事業成果を報告します。

第8号様式（第7関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和8年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金
（概算払）請求書

¥

—

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和8年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金として上記の金額を請求します。

振 込 先	金融機関名	
	支 店 名	
	口座の種類	普 通 ・ 当 座
	口 座 番 号	
	(フリガナ) 口 座 名 義	()

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和8年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業の状況について、青森県補助金等の交付に関する規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 着手年月日
- 2 完了予定年月日
- 3 事業の状況

総事業費	補助対象経費 (A)	12月31日現在 の進捗状況 (B)	12月31日現在 の出来高比率 (B)/(A)	3月末までの 進捗見込額 (C)	3月末までの 出来高比率見 込み (C)/(A)
	円	円	%	円	%

第10号様式（第9関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和8年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- (注) 1 添付する関係書類の記載要領は、第1号様式に準ずるものとする。
2 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。